

令和6年9月定例会

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第2日）

議事日程 令和6年9月11日（水曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 1) 議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、都市民生委員会所管分

第 3 散 会

出席委員（7名）

西 山 丈 由 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
中 島 直 樹 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

山 崎 武 則	消 防 長	山 崎 高	消 防 総 務 課 長
平 井 正 一	予 防 課 長	長谷川 雄 一	警 防 課 長
宇野木 仁	消 防 署 長	小 林 武 志	参 事 西 分 署 長
田 沼 克 典	消 防 総 務 課 副 参 事		
夏 目 哲 哉	ま ち づ く り 部 長	横 山 恵 一	ま ち づ く り 政 策 課 長
横 田 徳 司	建 設 課 長	落 合 博 明	推 進 課 長

秋 山 英 樹

関 根 渉

ま ち づ く り
政 策 課 参 事
課 長 補 佐 兼
管 理 係 長

根 岸 大 介

津 田 況 壱

都 市 計 画 係 長

ま ち づ く り
政 策 課 副 参 事

事務局職員出席者

岡 田 光 弘

総 務 課 長 補 佐

午前 9時30分 開 会

○西山丈由委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可します。
消防長。

○山崎武則消防長 改めまして、おはようございます。

消防長の山崎でございます。

今日は、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算について、消防本部
所管部分につきましてご審査をお願いいたします。

それでは、本日出席させていただいております職員を紹介いたします。

山崎消防総務課長でございます。

○山崎 高消防総務課長 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎武則消防長 平井予防課長でございます。

○平井正一予防課長 平井でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎武則消防長 長谷川警防課長でございます。

○長谷川雄一警防課長 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎武則消防長 宇野木消防署長でございます。

○宇野木 仁消防署長 宇野木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎武則消防長 小林参事西分署長でございます。

○小林武志参事西分署長 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎武則消防長 また、同席させていただいております消防総務課副参事の田沼でござ
います。

○田沼克典消防総務課副参事 田沼でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎武則消防長 以上でございます。

なお、説明にありましては、消防総務課長から説明させていただきます。どうぞよろ
しくお願いいたします。

○西山丈由委員長 議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算、別冊1のう

ち、本委員会付託部分を議題といたします。

消防本部所管部分について、消防総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 おはようございます。

それでは、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部が所管いたします歳出の主なものにつきまして説明を申し上げます。

お手元の歳入歳出決算書の229ページをご覧くださいと思います。

第9款第1項消防費、予算現額14億1,933万316円に対しまして、支出済額13億8,117万1,205円、執行率は97.3%でございます。

以下、主なものにつきまして、目ごとに順次ご説明申し上げます。

初めに、第1目常備消防費から申し上げます。

常備消防費の予算現額7億2,374万8,322円に対しまして、支出済額7億1,621万6,032円、不用額753万2,290円、執行率は99.0%でございます。

常備消防費の主な内容につきましては、消防職員の人件費、消防庁舎に係る維持管理費及び消防本部所管の車両に係ります修繕や備品としまして、消防・救急・救助用資機材の購入等が主な支出内容でございます。

このうち、消防職員人件費を除きます常備消防一般経費及び救急救命士養成事業につきまして、備考欄を中心にご説明申し上げます。

それでは、230ページの備考欄中段より下に記載されてございます常備消防一般経費7,782万3,351円につきまして申し上げます。

1節報酬96万2,370円は、会計年度任用職員1名分でございます。

次に、10節需用費2,393万4,764円のうち、消耗品費730万9,046円では、職員の給貸与品及び救急活動にて使用いたします除細動のパッドなど救急消耗品や高性能感染防止衣、さらには消防救急デジタル無線機（携帯型用）の電池等の購入に要した経費でございます。

次に、232ページをご覧くださいと思います。

上から5行目、同節修繕料555万5,679円ですが、車検整備12台、タイヤ交換9台、車両及び救急・救助資機材の修繕に要した経費でございます。

次に、１１節役務費 ７６６万１，４９７円のうち、通信運搬費中、電話料 ６２７万５，９０６円でございますが、主に緊急通信指令システムの機能である固定電話からの緊急通報時に番号が通知される機能、さらに多言語通報サービス、ＮＥＴ１１９緊急通報システムなど、様々な回線使用料でございます。

次に、下から６行目、１２節委託料 ２，６２０万３，０５４円の主なものを申し上げます。

２３４ページをご覧ください。

上から２行目、通信指令施設等保守点検委託料 ２，３９４万５，９４４円ですが、こちらは消防緊急施設保守点検業務委託をはじめ、消防庁舎及び消防資機材の保守点検など、８件の業務委託に要した経費でございます。

次に、１３節使用料及び賃借料 ４９６万１，８７８円のうち、使用料 ２５１万５，１２０円では、主に使用料中、４番目の予防情報管理システム使用料 ７９万２，０００円、その下の救急情報管理システム使用料 ６６万円は、予防課、消防署で使用しております情報統計管理システムの使用料でございます。

次のＮＥＴ１１９緊急通報システム使用料につきましては、聴覚・言語機能に障がいのある方が携帯等の媒体を使用し、音声によらない１１９番通報システムを行うシステムの年間使用料 ９９万円でございます。

次に、賃借料中、機械借上料 ２０２万１，１８４円では、市役所、小・中学校、公民館、保育所等の市公共施設に設置されておりますＡＥＤ ５１台と、様々なイベント、催し等への貸出用 ４台、合計 ５５台の借上料 １９４万８，５８４円のほか、西分署設置のコピー機借上料でございます。

次に、１７節備品購入費 １，１６４万６，５４２円ですが、主な支出としまして、庁用器具費より、消防隊員用個人装備に係るガイドラインに準じた防火衣 ２５式を ７０４万円で購入したものです。こちらは、令和３年度から令和５年度までの３か年計画にて整備いたしました。そのほか、高所作業における隊員の安全確保用器具等を購入いたしました。また、機械器具費では、消防用ホースや空気ボンベなど、消防業務に必須となる資機材の購入費となっております。

次に、１８節負担金補助及び交付金 １４７万１，９６０円のうち、各種専科講習負担金 ８２万８，４６０円では、埼玉県消防学校及び消防大学校へ合計 １２名を派遣いたしました。そのほか、研修会等負担金 ２７万１，５００円は、業務に必要な資格取得のた

めの負担金等の支出でございます。

続きまして、同ページ下段の救急救命士養成事業 6 万 4 千 8 百 4 2 0 円の主な支出について申し上げます。

ちょっとページを変えさせていただきます。236 ページをご覧ください。

上から 7 行目、12 節委託料 4 万 9 千円ですが、こちらは、迅速かつ確実に医師の具体的な指示を受ける必要があることから、常時医師からの具体的な指示を受けられる体制や、医学的な観点から医師による事後検証体制の委託、さらに、救急救命士の気管挿管や薬剤投与等の病院実習を行なった経費でございます。

次に、18 節負担金補助及び交付金 1 万 2 千 0 百 0 円は、県北部地域メディカルコントロール協議会や救急救命士の再教育に係る負担金が主な支出となっております。救急救命士養成事業は、令和 4 年度と比較しまして約 1 万 7 千 5 百円の減となっておりますが、主な理由といたしまして、令和 5 年度は救急救命士養成の計画がなく、養成のための負担金がなかったことから、減となったものです。

続きまして、左側 235 ページをご覧ください。

第 2 目非常備消防費につきまして説明申し上げます。

非常備消防費につきましては、消防団関係に要した経費でございます。予算現額 7 万 7 千 5 百 6 千 0 百 0 円に対しまして、支出済額 6 万 3 千 5 百 6 千 7 百 3 3 6 円、不用額は 7 万 1 千 8 百 8 千 6 百 4 円、執行率は 89.8 % となっております。

不用額の主なものでございますが、1 節報酬において、出動件数が見込みより少なかったことによる出動報酬の執行残となります。

右側 236 ページ、非常備消防一般経費の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

1 節報酬 1 万 9 千 9 百 3 万 8 千 4 百 0 円は、階級に応じて消防団員 2 千 1 百 0 名に支給いたしました消防団員年額報酬及び消防団活動に対する手当として支給いたしました消防団員出動報酬でございます。

次に、7 節報償費 4 万 4 千 6 百 8 千 1 百 0 円のうち、報償金、消防団員退職報償金 4 万 3 千 4 百 2 千 0 百 0 円は、消防団に 5 年以上在籍した方が退団された場合、その在団年数に応じて退職報償金を支給するものです。令和 5 年度は、退団された 8 名全員が該当者でありましたので、8 名に支給したものでございます。

なお、退団者で階級上位の団員が数名おりまして、不足分 1 万 2 千 9 百 0 0 0 円を

17節、備品購入費のほうから流用したものでございます。

ページを変えさせていただきます。

先ほどご説明いたしました報償金の消防団員退職報償金434万2,000円ですが、歳入の36ページをご覧ください。

こちらは、歳入といたしまして、下から6行目となります20款諸収入、消防団員退職報償金基金受入金としての収入でございます。こちらは、消防団員等公務災害補償等共済基金へ掛金として432万円を支出しており、退職消防団員の退職報償金の受入金となるものでございます。

再度ページを変えさせていただきます。再度、236ページをご覧ください。

下段の10節需用費410万9,507円のうち、消耗品費179万5,440円では、主に耐切創手袋や消防団員の被服関係並びに経年劣化で使用不能となりました消防団員防火長靴等を購入いたしました。

ページを変えさせていただきます。次に、238ページをご覧ください。

中段の17節備品購入費2,352万5,810円のうち、庁用器具費116万8,530円は、主に消防団員用防火衣等の経年劣化による更新のため、消防団員用防火衣、防火帽11式を購入したものです。また、機械器具費の2,235万7,280円では、配備から約21年が経過しておりました新郷地区第2分団の消防ポンプ自動車を2,164万8,000円で整備いたしました。ほかに、消防用ホース22本ととびぐち1本を整備したものでございます。

またページを変えさせていただきます。

歳入のご説明となります。歳入の38ページをご覧ください。

第2分団の消防ポンプ自動車につきましては、歳入といたしまして、市債の消防施設整備事業債、こちらが2,160万円を充ててございますが、こちらは防災対策事業債及びふるさと創造貸付金を活用し、起債したものでございます。

またページを変えさせていただきます。再度、238ページをご覧ください。

中段の18節負担金補助及び交付金1,010万7,067円につきまして説明申し上げます。

負担金572万6,167円のうち、消防団員退職報償金基金掛金432万円は、先ほど7節報償費で説明いたしました消防団員退職報償金について、消防団員の人数、階級等により、年度ごとに支出が大きく変動することもあることから、その支給を的確に

行うため、消防基金に負担金を支出しているものでございます。

次に、交付金３７５万６，０００円は、市内９個分団の分団運営費として交付いたしますもので、団員１人当たり１万８，０００円、途中入団者２名を含む２１０名分の支出となっております。

続きまして、第３目消防施設費につきましてご説明申し上げます。

左のページ、２３７ページの下部をご覧くださいます。

消防施設費、予算現額１，８５１万８，６７８円に対しまして、支出済額１，８３８万４，７４４円、不用額１３万３，９３４円、執行率は９９．３％となっております。

消防施設費は、消防施設の維持管理等に係る費用を消防施設一般経費として、また、常備消防や消防団施設の整備・工事に係る費用を消防施設整備事業として区分してございます。

右のページ、備考欄をご覧くださいます。

消防施設一般経費１，８１５万３，７４４円について申し上げます。

１０節需用費のうち、修繕料９９１万８，６７８円は、施設整備１０件の修繕に要した経費でございます。主なものといたしまして、羽生市消防本部非常用自家発電設備発電機修繕６６０万円となりまして、こちらの設備は、停電が発生した際に消防の基幹施設であります緊急通信指令システムへ電源を供給するための発電機となっております。故障により発電することができない状況となり、急遽修繕が必要となったため、６６０万円を予備費から充用し、実施したものでございます。また、消防本部庁舎車庫のオーバーヘッドドアが故障いたしまして、修繕が必要となったため、常備消防一般経費１７節から、不足分２２万９，６７８円を流用したものです。

ページを変えさせていただきます。次に、２４０ページをご覧くださいます。

上から１行目の１３節使用料及び賃借料１１３万６，１４２円は、消防水利として使用している防火水槽、消防用井戸及び消防センター敷地等３０５か所分の土地借上料でございます。

次に、１８節負担金補助及び交付金６５９万５，０００円ですが、上水道消火栓移設替等負担金として、市内全域にございます消火栓の維持管理に係る負担金でございます。

続きまして、消防施設整備事業２３万１，０００円につきまして申し上げます。

１４節工事請負費、消火栓マーク表示設置工事請負費２３万１，０００円ですが、こ

ちらの工事は、消防水利上への路上駐車を防ぐとともに、災害時に迅速な消火活動を実施するため、道路等に設置されました消火栓等の位置が目に残るように、蓋の周りを黄色に塗装するものです。経年により標示塗装の線が薄くなってしまった消火栓などを20か所選定し、焼付け塗装したものです。

なお、予算計上時より工事費が値上がりしてしまったため、不足分3万3,000円を消防施設一般経費、17節から流用したものでございます。

以上、簡単ではございますが、消防本部所管部分につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 羽生消防フェアの開催というところで、こちらでよろしいんですかね。

何人ぐらい来て、事業効果というのはどういった効果があったのかお伺いします。

○西山丈由委員長 警防課長。

○長谷川雄一警防課長 去年は1,200名の方がお見えになりまして、盛大に盛り上がったというところでございます。

効果といたしましては、今すぐにということはないんでしょうけれども、続けることによって防火意識を持っていただいたりとか、救急の救命の処置とか、その辺を学んでいただいて、よりよい社会にしていければいいかなと思っております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 去年は今までより多く来場したということで、私が見て、随分にぎわっているなと感じたんですけども、何か特別な周知とか、今までと違った周知とか何か工夫はされたのかどうか、どういったものがあったのかお伺いします。

○西山丈由委員長 警防課長。

○長谷川雄一警防課長 ホームページはもちろんなんですけれども、ポスターを配布いたしまして、その辺を強化いたしまして周知したところでございます。

以上でございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 同じく消防フェアなんですけれども、去年の、このときの消防フェアが2回目でしたっけね。記憶だと、最初のときが、一番最初にやったときは、ゼロ予算なんですというお話を記憶しているんです。それは間違いないですかね。

○長谷川雄一警防課長 はい。

○中島直樹委員 ちょっと決算書を確認しなかったですけれども、消防フェアのこの決算、令和5年度の開催に当たって、予算が34万9,000円というのが取ってあるんですけれども、これ主に、ゼロ予算のときと34万9,000円のときというのは、具体的に何が違ったんでしょうか。

○西山丈由委員長 警防課長。

○長谷川雄一警防課長 各団体の方に協賛をいただきまして、そのときはゼロ予算で行なったわけなんですけれども、令和5年のときには予算を取りまして、ご来場なされた方に記念品ですとか、その辺を用意したというところでございます。

○中島直樹委員 了解しました。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 あと、不用額調べのほうを確認しますと、育児休暇かな、育児休業かな、の方の数が、執行残で予算が残っているんですよ。違う、育児休暇の人がいて、給料とか共済掛金なんかのお金が残っているんですけれども、現状として、今、消防本部は圧倒的に男の人が多いわけで、この育児休暇にとっては女性の隊員さんですか、男の隊員さんですか。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 こちらの不用額のほうに載っております育児休業のほうなんです。こちらは常備消防費といたしまして、一括して総務課のほうの予算で出ておりまして、消防のほうには育児休暇とかの残とかというほうは、全体としての含まれている総務課としてのものになります。

○中島直樹委員 分かりました。

じゃ、質問の仕方を変えます。育児休業の現状はどうなっていますでしょうか。消防本部、男所帯ですけれども。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 やはりお子さんが生まれる職員ですとか数名おりまして、その方は、子どもが生まれるときですとか、やはり育児休業が必要なときに際しまして、長

期はまだ取った実績はありませんが、数日間は育児休暇などを取っておる状況です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 その状況は、職場としては、消防本部としては、時代が違うじゃないですか、消防長と課長が子育てしているときなんかと今の状況でね。

ちなみに、私が勤めているときは、育児休暇みたいな流れができたときで、育児休暇を下さいと言ったらどうしますと言ったら、取れるものなら取ってみろという上司がいきましたけれども、環境、空気としてはどんな感じですか。

極端に言うと、男所帯、体育会系の中で、取れるものなら取ってみろという空気なのか、それとも、そうだね、しっかりやっておいでという空気なのか、ましてやまた、上司が女性じゃなくて男ですから、なかなかその辺、女性への理解を求めるのと男性への理解を求めるののというと、ちょっとまた価値観の違いがあるのは、これ致し方ないことだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 先ほど中島委員のほうから申し上げられましたとおり、やはり昔と今では価値観とか違うと思うんですが、やはりそれは、今は育児休暇を取って当たり前みたいな部分では、消防本部のほうもなりつつあります。ですので、職員のほうも気兼ねなく、育児休暇取りたいんですけれどもというふうに言えるような状況であると私は思います。

ただ、やはり職員のほうも気を使って、すぐ上の先輩とかに、育児休暇取りたいんだけれどもとかというふうに、やはり相談とかしたりはしているみたいなんですけれども、今のところ、育児休暇取りづらいよねとかというような状況はないと思っております。

○中島直樹委員 分かりました。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 時代によって価値観も変化していますので、その辺は消防本部としても、しっかりやっていただきたいと思います。

あと、消防団活動についてなんですけれども、決算付属資料を見ると、令和4年度と令和5年度、消防団の災害出動状況というのが、延べ人数ですけれども、大きく、大体令和4年と令和5年だと、雑駁に言って、ぱっと数字を見ると3倍弱、火災について、出動回数は令和4年が21回で、令和5年が24回ということなんですけれども、延べ人数がまるで3倍近く違うというのは、こういった状況なんでしょうか。

感染症騒動があったので、反対だと理解ができるんですけども、令和4年が多くて令和5年が少ない。回数はそんなに違いはない。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 令和4年よりも令和5年のほうが少ないということなんですが、火災自体、こちらが令和4年に比べまして、やはり出動人員、人数のほうが約50名ぐらい少なくなっております。そのほか、月例点検といいまして、月に1回ぐらい集まる分団の会議があるんですが、そちらのほうも出動人員のほう、令和4年よりそちらは多くはなっておりますが、特別点検、やはり特別点検のほうも多くはなっております。

データを見ますと、多分火災出動の人数が、令和4年のほうが約20人ほど多い関係もありまして、そちらのほうで金額のほうも上がっているものかなと……

○中島直樹委員 金額じゃなくて人数ですね。

決算付属資料の101ページ、消防団災害出動状況。消防なので、ちょっと区切りが年度区切りじゃないですけども。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 すみません、先ほどなんですが、令和4年の吹鳴火災のほう、5件ございました。それに対しまして、令和5年は1件という吹鳴火災が……

○中島直樹委員 吹鳴火災。

○山崎 高消防総務課長 はい、サイレンが鳴る火災ですね。それによりまして、消防団の方も、非常招集という形で現場に来ていただくというようなこともありますので、それで、令和5年のほうは1件という少ない件数でありましたので、消防団員の人数が集まる回数も少なかったということになります。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これ数字的には、どっちが少なく、どっちが多くて、多い少ないは一目瞭然なんですけれども、年間で大体こんな回数というふうな感じで決まっているものじゃないんですかね。決まるというか、傾向があるというか。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 こちらも、やはり火災とか災害とかになります。ちょっと、あくまで、いつあるか分からないということもありますので、平均してやはり多い件数のときもあれば、少ない件数のときもあるというようなことで、なかなか、平均を取るぐらいしか、ちょっと想像、想像というか、予算については、なかなかつけられないのか

などはおもっております。

○中島直樹委員 了解しました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 234ページの救急救命士養成講座ということで、昨年度と負担金というのは、養成しないということであつたんですけれども、こちらが予算に対して、90万7,000円の予算に対して64万8,420円と、執行率が結構悪いというか、低い状態になっているんですね。

何か予定していたものに対して、どういったものが少なかったのかといいますかね、執行率が低くなった理由というのは、どういったものがあるのかお尋ねします。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 執行率の低くなった理由といたしまして、こちらがPCRの検査というのが、5類になった関係で、PCRの検査とか、そちらのほうは予算には取つてあつたんですが、そちらのほうの執行がなかったということと、それと、気管挿管の実習というのがあつたんですが、そちらのほうは、やはりコロナの関係で実習が中止になったということで、執行率が下がっているものです。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかにございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 先ほど消防団の車両整備ということで、新しい車両を整備されたということで、当初予算の概要には、更新・整備して消防力の強化を図りますということになっているんですけれども、強化を図れたんでしょうか。その辺をお伺いします。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 消防団の強化ということは、やはり新しい車が2分団に入つたということで、団員の士気も向上いたしまして、そのほかに消防操法大会というのもありまして、それによって、ほかの分団との協力性もありまして、士気は上がったものと思われまふ。

あと、すみません、一部訂正させていただきたいんですが、先ほど救急救命士の関係なんですけれども、主な不用額といたしまして、気管挿管が実習中止というふうなことを言ってしまったんですが、実際、年度内で30症例実施するわけだったんですが、

21症例しかちょっとできない状況になってしまいまして、それで、残りの9症例は翌年度なので、今年度には実施はして、もう済んでおるんですが、その関係でちょっと金額のほうも、執行率が下がったというふうな形になります。申し訳ありませんでした。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、お疲れさまでございます。

消防団のところで、ちょっとお話を伺いたいと思うんですけども、令和5年度が年額報酬の人数が210人ということで、現在何名、消防団員が足りないのかなというのと、定員に対して何%ぐらいなのかと、過去数年でいいんですけども、年々増えているのか減っているのかを、まず教えていただければと思います。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 まず、消防団、これ、今現在でよろしいでしょうか。

○川田真也委員 今現在。

○山崎 高消防総務課長 何人足りないのかというようなことなんですが、今現在、211名の消防団員がおります。定数が225名ですので、14名、今のところ、定数には達していないというような状況になってございます。

あとは消防団員の推移なんですけど、ちょうど過去5年で見ますと、4月1日現在で見ますと、令和2年度が213名、令和3年度も同じく213名、令和4年度は若干減りまして207名、令和5年度は若干増えて208名、令和6年度が208名なので、210名前後で推移しているというような形になっております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

そんなに大きく増減はしていないということですが、やはり定員いたほうがいいのかと思うんですけども、今後定員に達するには、いろいろなことはやっているかと思うんですけども、消防本部としては、消防隊員の入団促進というか、PRというか、新たにというか、考えているのかどうかというのをちょっと教えてください。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 消防団員の入団促進についてでございますが、今現在でも、やはりホームページですとか、あとは市の広報紙ですとか、そちらのほうで消防団員は募

っているところではございますが、また今回、今回というか、また数年前から、行事があるたびに、消防団用のパネルといたしまして、消防団でこんな活動していますよというのを、ほかの来てくれた方に見ていただいたりして、消防団というのをなるべく近く感じ取っていただければなというふうには思っております。

また、ネットのほうからでも消防団員に入れるというようなことも今やっておりますので、そちらのほうの周知とかもするようにしまして、今後も消防団員数の減少にならないように、あとは、同じように自治会との協力体制等も取りながら、減数にならないように、増えるように、何とか頑張っていきたいと思っております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

昨日、中島委員が名言を言いまして、役所のPRでホームページとか市の広報でPRしていますというのは、ゼロベースと考えていただいたほうがいいかなと、私もそう思っています。なので、もっといろいろ考えていただいて、PRしていただければと思います。

それとあと、今度はちょっと別になるんですけれども、2分団の消防車両を整備したということで、先ほどもお話ありましたけれども、多分古い車両というのは、どこの車両、多分、次は5分団かなと思うんですけれども、古い車両は何分団が何年使って、何分団が何年使って、大体分かれていると思うんですね。

それに伴って、多分、次の車両はいつぐらいに入替えになるのか、その次の車両はいつぐらいに入替えになるのかというのを分かっているかと思うので、例えば、ただ入れ替えるときに、予想していた金額よりもすごい高くなっちゃうということもあるので、流用とかって出てきちゃうかと思うんですけれども、何年周期ぐらいで消防団の車両というのは入替えを今までしていて、今後する予定なのかなというのを、ちょっとお聞かせ願えればと思ったんですが。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 大体、消防団の車両の入替えは、約20年ぐらいを目安に、計画のほうはしているところでございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。ありがとうございます。

私が分団長になったときの話になっちゃって申し訳ないんですけれども、新しい車両

を入れると、古い車両のほうが機械的で使いやすかったと。あるいは、長時間稼働すると、新しい車両は不具合が出ちゃう事例があったりとか、今回も2分団の方からちょっとお話をいただいたんですが、火災出動のときはいいんだけど、その車両で、先ほど言った大会に出たと。安全装置がかかっちゃって、水をどかんと出したいのに、水がちょろちょろどかんだとか、そういういろいろな話があったんですね。

確かに、水がちょろちょろどかんは全然いいんですけども、例えば私が分団長時代に経験した、東金属で夜通し消火活動したときなんか、当時1分団車両が入ったばかりで、ずっと出していたんですけども、途中で排気ガスの浄化装置か何かが作動しちゃって、それが解除できないので、エンジンが回らないので水が出ないというようなことも実際あったんですね。

だから、いろいろそういうのを加味しながら、古いのが悪いというよりも、古いものも使っていて、あるいは入れ替えるのであれば、ぜひ、消防団の方とも話はしているかと思うんですけども、ほかの分団の分団長なんかの意見も取り入れながら、車両の選定とかをしていただくと、今後そういう問題等がなくて済むのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 総務課長。

○山崎 高消防総務課長 先ほど川田委員さんがおっしゃられたとおり、今後、車両の購入に際しては、その分団だけではなく、ほかの分団長とかも、会議とかでいろいろお話を聞いたりして、検討はしていきたいと思います。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 安い買物じゃないので、ぜひ皆さんの意見を伺って、有効的な、有効車両を入れて、活躍しちゃいけないんですけども、いざ使うときは、本当に活躍できるように装備していただければと思います。大丈夫です。終わります。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時20分 休 憩

午前10時31分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可します。
まちづくり部長。

○夏目哲哉まちづくり部長 皆さん、こんにちは。

まちづくり部長の夏目でございます。

本日は、議案第59号 羽生市一般会計歳入歳出決算のまちづくり部所管部分を、明日は、議案第64号 令和5年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算、議案第65号 令和5年度羽生市下水道事業会計決算並びに議案第69号 羽生市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例に関する審査になります。ご審査のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算、別冊1のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

建設課所管部分について、建設課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。

同席する職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼管理課課長の関根でございます。

○関根 渉課長補佐兼管理係長 関根です。よろしくお願いいたします。

○横田徳司建設課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、建設課が所管します事業の主なものについてご説明いたします。

別冊1、決算書の209、210ページをご覧ください。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費のうち、210ページの備考欄中段にあります◎土木総務費一般経費1,912万2,599円が建設課所管となります。

このうち、第12節委託料の1項目め、道路台帳補正業務委託料500万5,000円は、前年度に実施されました道路工事の実績などによりまして、台帳図への追加及び変更、市道の認定及び廃止に関する事項など、道路台帳の各種調書の補正・

修正に要した支出です。

次の公共残土ストックヤード管理運営業務委託料 638 万円は、羽生西公園のストックヤードに搬入される土砂の目視確認や盛土整形作業などに要した支出です。

第 14 節 工事請負費の公共事業残土ストックヤード整備工事請負費 107 万 8,000 円は、羽生西公園の南側出入口に門扉を設置するのに要した支出です。

次の公共残土搬出工事請負費 599 万 7,200 円は、羽生西公園のストックヤードに集めた土砂の一部を行田市小針の新ごみ処理施設予定地へ搬出するのに要した支出です。

次に、211、212 ページをお開きください。

第 2 項 道路橋りょう費、第 1 目 道路橋りょう総務費になります。そのうち、212 ページの備考欄下段にあります◎道路橋りょう総務費一般経費 111 万 7,468 円が建設課所管となりますが、經常経費のみでありますので、こちらは説明を省略させていただきます。

213、214 ページをご覧ください。

第 2 目 道路維持費についてご説明いたします。

こちらは、特定財源として、道路占用料 2,831 万 9,464 円を充当しております。

214 ページの備考欄下段の◎道路維持一般経費 790 万 7,951 円についてご説明します。

第 10 節 需用費の 3 項目め、光熱水費のうちの電気料 89 万 6,295 円は、国道 122 号、125 号のアンダーパス計 5 か所の排水ポンプ及び照明灯の電気料の支出です。

第 12 節 委託料ですが、216 ページをお開きください。

上から 3 項目め、アンダーパス設備更新工事設計業務委託料 126 万 5,000 円は、国道 122 号の 2 号アンダーにおいて、老朽化により降雨時の稼働に支障が生じるおそれがあるポンプ施設の更新工事の設計図書作成に要した支出です。

第 14 節 工事請負費のアンダーパス冠水通報システム設置工事請負費 313 万 5,000 円は、国道 122 号、125 号のアンダーパス 5 か所の監視通報システムについて、サービスが終了します N T T ドコモの F O M A 回線から L T E 回線へ更新するのに要した支出です。

次に、備考欄中段の◎道路維持管理事業 7, 032 万 2, 014 円についてご説明します。

第 12 節委託料の 1 項目め、除草等委託料 2, 186 万 5, 141 円は、幹線道路の植樹帯の除草作業などに要した支出です。

次に、2 項目め、側溝内土砂等収集運搬業務委託料 127 万 2, 480 円は、市民の皆様が側溝清掃を実施し、発生した土砂を土のう袋に詰めたものを収集運搬する作業に要した支出です。

次に、3 項目め、道路等補修委託料 1, 278 万 9, 600 円は、道路の穴埋め作業を中心に軽微な維持補修を土木工事業者へ委託したもので、1 日当たり 2 名体制で 1 週間に 4 日間、年間で約 190 日の作業従事などに要した支出です。

次に、4 項目め、道路側溝清掃業務委託料 299 万 2, 000 円は、道路側溝に土砂が堆積し、排水に支障を来している箇所について、事前調査の結果に基づき計画的に実施しているもので、集中豪雨時に道路冠水した箇所を優先して清掃するのに要した支出です。令和 5 年度は西 5 丁目で実施しました。

次に、第 14 節工事請負費の道路維持修繕工事請負費 2, 713 万 8, 725 円は、道路維持のための舗装補修、側溝の修繕など、計 29 件の維持・修繕工事に要した支出です。詳細は、決算付属資料の 31 ページ上段に掲載してございますので、後ほどご確認ください。

次に、第 15 節原材料費の補修用材料費 287 万 9, 598 円は、道路の穴埋めに使用する常温合材や碎石、側溝蓋などの資材購入に要した支出です。

次に、第 18 節負担金補助及び交付金の雑草刈払業務負担金 103 万 9, 650 円は、羽生領島中領用排水路土地改良区及び独立行政法人水資源機構との協定に基づく雑草刈払業務の負担金の支払いに要した支出です。

次の◎交通安全施設整備事業 3, 693 万 6, 137 円についてご説明します。

第 10 節需用費の 1 項目め、光熱水費の電気料 670 万 9, 316 円は、道路照明灯に係る電気料の支出です。

第 14 節工事請負費の交通安全施設整備工事請負費 2, 995 万 6, 221 円は、カーブミラー、警戒標識、ガードレールなどの各種安全施設の新設及び維持に要した支出です。こちらの詳細は、決算付属資料の 32 ページに掲載しております。

218 ページをご覧ください。

次の◎市民と協働による道路等維持事業 9 8 4 万 7, 8 1 5 円についてご説明します。

第 1 5 節原材料費の補修用材料費 6 9 0 万 2, 7 2 7 円は、協働によるまちづくり事業の実施要望をいただいた自治会 2 9 地区へ配分しました資材の購入に要した支出です。詳細は、決算付属資料 3 1 ページ下段に掲載しております。

次に、第 1 8 節負担金補助及び交付金の交付金、地域環境づくり交付金 2 1 5 万 7, 2 0 0 円は、自治会単位の各地域において、道路の維持管理として実施していただく草刈り、砕石敷きならしなどの経費としまして、羽生市協働による地域づくり等交付金交付要綱に基づき、各自治会に交付した交付金の支出です。

次に、第 3 目道路新設改良費についてご説明します。

こちらは特定財源として、社会資本整備総合交付金 2, 9 8 7 万円、道路メンテナンス事業補助金 2, 6 1 5 万 2, 0 0 0 円及び道路整備事業債 4, 1 3 0 万円を充当しております。

備考欄にあります◎職員人件費以外の事業が建設課所管となります。

備考欄下段の◎道路新設改良一般経費 1 8 8 万 4, 6 4 1 円についてご説明します。

第 1 3 節使用料及び賃借料 1 5 6 万 8, 2 6 8 円ですが、2 2 0 ページに移りまして、こちらは土木積算システム使用料及び土木積算システム機器賃借料などで、土木工事や委託業務の積算に必要となるシステムの運用に要した支出です。令和 5 年度におきまして、システムの更新を行いました。

次の◎道路新設改良事業 3 億 3, 4 4 4 万 7, 6 7 2 円についてご説明します。

第 1 2 節の委託料の用地測量設計等委託料 5, 2 8 4 万 7, 2 1 5 円は、道路改良、橋りょう補修、側溝新設、舗装新設等の工事に伴う用地測量や、工事の実施設計及び土地の嘱託登記等に要した支出です。

次の第 1 4 節工事請負費の道路新設改良等工事請負費 2 億 4, 1 8 6 万 9, 9 2 6 円は、地区要望工事を含めました道路新設改良工事、舗装・側溝新設工事等に要した支出です。詳細は、決算付属資料 3 3 ページ、3 4 ページに掲載してございます。

また、道路新設改良費の工事実施箇所図を別に掲載させていただきました。その他資料の委員会資料の中に、こちらとなりますが、道路新設改良費の実施箇所図を掲載しておきました。こちらのほうを参考にさせていただきたいと思います。

戻ります。

次の第 1 6 節公有財産購入費の土地購入費 4 3 7 万 8, 6 7 7 円は、道路用地の購入

に要した支出です。

第21節、補償補填及び賠償金の物件移転等補償金3,535万1,854円は、道路新設改良等工事の用地取得に伴う物件移転補償金及び工事に支障となる電柱の移設に要した補償金の支出です。

次に、第3項都市計画費についてご説明します。

都市計画費のうち、建設課所管となりますのは、第4目の公園費となります。

223、224ページとなります。

公園費につきましては、こちら、下段の部分ということになります。こちらのほうには特定財源として、公園等占用料50万3,135円及び川崎2丁目緑地管理料200万円などを充当しております。

備考欄下段のほうになりますでしょうか、◎公園緑地一般経費5,817万1,419円についてご説明します。

第10節需用費の1項目め、消耗品費124万6,868円は、コピー代やごみ袋、除草剤、草刈り機の替え刃など、作業用の消耗品購入に要した支出です。

3項目めの光熱水費593万1,716円は、公園の上下水道料と電気料の支出です。

4項目め、修繕料609万5,146円は、公園施設の修繕に要した支出です。

226ページをご覧ください。

次に、第12節委託料の1項目め、公園内除草等業務委託料563万6,000円は、市内の43公園等の除草及び清掃を23の自治会等へ管理委託するのに要した支出です。

2項目め、平和公園清掃等委託料527万1,200円は、平和公園の芝生など修景施設管理とトイレ等清掃、噴水の水盤清掃及び保守点検の業務委託料です。

4項目め、大天白公園藤管理委託料220万円は、大天白公園藤棚の管理委託料でございます。

5項目め、公園緑地修景施設管理等委託料1,129万2,800円は、公園等の中花木選定、芝刈りなどの維持管理をシルバー人材センターに通年で委託するもののほか、平和公園の植栽及び臨時的な高木の伐採に要した委託料の支出です。

6項目め、公園トイレ清掃等委託料446万280円は、公園に設置されている水洗トイレの清掃等委託料の支出です。

8項目め、工業団地緑地帯除草等委託料1,055万2,288円は、大沼工業団地、川崎産業団地、小松台工業団地の緑地帯の除草等に要した支出です。

次に、第13節使用料及び賃借料161万6,510円は、羽生中央公園LED照明設備及び羽生西公園仮設トイレの器具借上料、羽生西公園及び上新郷町並公園の土地借上料です。

次に、備考欄下段の◎公園整備事業4,272万7,300円についてご説明します。

第14節工事請負費4,237万5,300円は、羽生中央公園野球場のバックネット改修や公園の老朽化した遊具の更新などに要した工事費の支出です。詳細は、決算付属資料42ページに掲載してございます。

次に、242ページをご覧ください。

こちらは、第9款消防費、第1項消防費、第4目防災費のうち、242ページの備考欄下段の◎水害対策経費と、244ページの備考欄中段の◎防災一般経費が建設課の所管となります。

こちらは特定財源として、校庭貯留施設整備事業債5,920万円を充当しております。

まず、242ページの◎水害対策経費7,474万7,688円についてご説明します。

第10節需用費の3項目め、光熱水費の電気料610万7,674円は、市内6か所の調整池のほか、中川宮田落・岩瀬落・城沼落排水路の周辺に配置しております排水ポンプの電気料の支出です。

4項目め、修繕料145万9,700円は、宮田落排水路のフェンスや六ヶ村手子堀排水路の樋管等の修繕に要した支出です。以降の詳細につきましては、決算付属資料43ページ、44ページに掲載してございます。併せてご覧ください。

次に、第12節委託料420万5,300円についてです。

4項目め、調整池排水ポンプ等保守点検業務委託料、244ページに移りまして、176万円は、市内6か所の調整池のポンプや計器類等の保守・点検に要した委託料の支出です。

2行目の調整池等維持管理業務委託料151万8,000円は、調整池等の除草及び城沼落排水路の雑木伐採に要した委託料の支出です。

次に、第14節工事請負費の1項目め、排水機場監視通報システム設置工事請負費198万円は、小松台工業団地の調整池及び岩瀬落排水機場の監視通報システム更新に要した工事費の支出です。

2 項目め、水害対策等工事請負費 5, 9 2 6 万 6, 9 0 0 円は、南中学校の校庭貯留施設整備に要した工事費の支出です。

最後に、中段の◎防災一般経費 1 1 1 万 3, 3 3 2 円についてご説明します。

第 1 8 節負担金補助及び交付金の負担金のうち、加須市・羽生市水防事務組合負担金 8 2 万円は、加須市と羽生市で組織しております水防事務組合への負担金として要した支出です。

以上、令和 5 年度決算のうち、建設課が所管します事業の主なものについてご説明させていただきました。ご審査よろしく願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 2 2 6 ページの右上の 1 2 節委託料の中の公園緑地修景施設管理等委託料 1, 1 2 9 万 2, 8 0 0 円ということで、先ほど、シルバー人材などに委託しましたという話もあったんですけれども、この金額自体が、令和 4 年度に比べると 2 0 0 万円ぐらい増えているということで、また、予算では 9 7 7 万円ということで、予算よりも多く使っているということで、どうしてそういうふうなことになったのか、詳細についてお伺いします。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 こちら、まず、シルバー人材センターへ委託しているもの自体が、想定よりかは、人件費の高騰とかもありますので、上がったもの、そのほかの平和公園の植栽とか、臨時的な高木の伐採がありまして、そちらのほうプラスされて上がっているものになっております。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 高木の伐採とかで 2 0 0 万円も上がるものなんですか。量が多いんですか。何本ぐらいなのか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 高木の伐採等、多々ございまして、多いものですと、葛西用水路沿いの桜の木が枯れたりしたものを伐採したりとか、小松台工業団地の木を切ったもの、それから、スカイスポーツ公園のカツラの木、桜だけでなくカツラの木のほうも、ツヤハダゴマダラカミキリという虫にもやられていまして、そちらでも伐採をしたほか、大

天白公園のでかいイチョウの木なんかも切ったりとかもしております。そういったものが大分かさんだ感じです。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、高木の伐採の本数も多かったということなんでしょうか。何か予定していたものと違って、どれぐらい高木の伐採、何本ぐらい切ったのかとか分かるのでしょうか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 当然、想定していたよりも高木の伐採は多々ございまして、今手持ちの資料ですと、本数まではちょっと確認できないんですけども、大分多かったような感じです。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 よろしくお願ひします。

226ページのやはり委託料のところなんですけれども、公園内除草等業務委託料、ご説明の中では、市内43の公園を、各自治体に除草等の作業を委託しているということなんです、各自治体に大体どれくらいお願ひ、要はお金を渡して委託しているのか。合計じゃなくて平均でもいいんですけども、例えば1公園幾らなんだよとかというのがあるんであれば、教えてほしいんですけど。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 こちら、563万6,000円というのが合計額というふうになります。こちら、公園の面積によって委託料が変わってきますので、一概に言えないんですけども、平均を単純に出しますと、1自治会24万5,000円という計算にはなります。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

面積によって違うのかなとは思いますが、この43公園なんですけれども、公園として整備されている公園が43公園ある場合と、それとも、整備されていなくても、緑地、例えばうちの、私の家の裏にある尾崎地区の原っぱがあるんですけども、それは公園として見ていないのかどうなのか。だから、そういうところもあるのかどうなのか、

ちょっと教えてほしいんですが。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課で所管しておりますのは、いわゆる都市公園でございまして、
その中で自治会等の協力が得られたところを委託しているといったところでございます。

○川田真也委員 分かりました。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 やはり226ページのところなんですけれども、13節の使用料及び賃
借料のところ、器具借上料なんですけれども、不用額調べのところを見ると、当初は
209万円予算をつけていて、81万3,000円で、不用額調べを見ると、LEDの
賃貸借の賃貸借期間が見込みより短くなったことによる残ということなんですけど、もう
ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 羽生中央公園の自由広場、それとテニスコート、こちらのほうの照
明のほうを、もう水銀灯は駄目だということで、LED照明にこの際につけ替えたとい
うとで、こちらをリース契約ということでやらせていただいたわけなんですけれども、
こちらのほうのリース契約、契約の中に工事も含んでおるんですけれども、その期間が
想定よりも大分短くなりまして、リースの開始が年明け1月からの開始となりまして、
1月から3月までの3か月間のみのリース代を支払うということで、大分短くなりまし
て、想定よりも大分短くなったということで、これは賃借料ですかね、こちらのほうが
少なくなったということでございます。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 当初はもっと長く考えていたということだと思えるんですけれども、この
リース契約、1月から3月までの期間で、その後というのはあるのでしょうか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 期間のほうは、やはりおっしゃるとおりで、もっと長い期間、もっ
と早い期間にリース契約を始めるという予定はしておったんですけれども、想定よりも
遅れてきたという格好で、3か月間のみのリース契約となりました。

それと、今後の話なんですけれども、こちらのほうは10年間のリース契約を結んでおり
ますので、毎年リース料、毎月ですかね、リース料を払っていくといった格好になりま
す。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 244ページの工事請負費の中の水害対策等工事請負費5,900万円余りですが、説明では南中学校の校庭と、こういう説明でありました。

13日に委員会で現場を訪問するといいますが、そういう予定なのでありますけれども、概略の校庭の水害対策の工事の内容、概略でいいですから、どういうふうに工事をされたのかですね。

それと、その下の水防倉庫の撤去新設工事、撤去と新設と、こういうこと、撤去だけでなく、新しく水防倉庫を新設という表現も入っておりますので、利根川の昭和橋の堤防沿いにあった倉庫が撤去された、新設をしたというふうな解釈がなされるんですが、どの辺といいますが、併せてお願いしたいと思います。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 まず、南中学校の校庭貯留施設整備工事について申し上げます。

こちらのほうが、内容としましては、校庭、グラウンドに降った雨水をためると、一時的にためるといような工事になるわけですが、校庭にためまして、排水のほうは、オリフィスと呼ばれる排水ますから小さい断面の排水管にして、少しずつ排水させるといった形のものとなっております。

そういった工事を行う関係で、主に校庭の周囲ですね、周囲にためられるようにプール状にするわけですので、その周りの築堤ですね。校庭の外側の築堤をしたり、側溝を入れたり、ますを入れたり、あと支障となる木の撤去、それらの工事が内容的には主なものということで、イメージ的には校庭の周りを、周囲ですね、校庭のもちろん内側ですけれども、校庭の外側の部分の、中ですが、その中でも外についての工事が主な工事箇所というようなイメージとなります。

それと、水防倉庫の件でございますが、こちら、予算の項目としまして、水防倉庫撤去新設工事と載っておりますが、今回行いましたのは、撤去工事、令和5年度に行いましたのは撤去工事のみとなっております。こちらが、上川俣水防倉庫のほうを撤去したものであるというふうになってございます。

上川俣と上新郷の水防倉庫を、堤防を今回、高規格堤防にするということで、国のほうからは水防倉庫を撤去してくれということでございまして、新たな水防倉庫を上川俣

に、今回用地のほうが見つかりまして、造ったわけなんですけれども、その撤去の、もともとあったものの撤去が残っておりまして、そちらのほうの上川俣の水防倉庫を撤去したもので、こちらが57万2,000円ということで、撤去工事を行なっております。

以上です。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 南中学校のぐるっと東西南北、築造工事を貯留できるような、そういう東西南北の工事を行なったと。これが5,900万円余りということですね。

対策「等」というのは、水害対策工事請負費ということであれば、そこに「等」が入っているんですが、そういう意味では、ほかにもあるんですか、これ。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 やはりこの水害対策等工事請負費というのも、予算の名称ということでございまして、実際に工事を行なったものとしては、羽生市立南中学校校庭貯留施設整備工事という名称で工事を行なっているということでございます。

あとは、例えば校庭貯留施設を整備するに当たって、付帯となる、グラウンドの整備というのも多少はやっておりますので、そういったものも含めまして、「等」という言葉は入れておるところかなというふうに考えます。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時08分 休 憩

午前11時11分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号 まちづくり政策課所管部分について、まちづくり政策課長に説明を求めます。

まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 まちづくり政策課長の横山です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日同席いたしますのは、都市計画係長の根岸です。

○根岸大介都市計画係長 根岸と申します。よろしくお願いします。

○横山恵一まちづくり政策課長 それでは、着座にてご説明させていただきます。

議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、まちづくり政策課が所管する部分についてご説明いたします。

当課の事務分掌につきましては、6つの事業として予算計上されております。順次ご説明いたします。

1つ目ですが、建築行政関係事務に係る経費についてです。

決算書、事項別明細書210ページをご覧ください。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費のうち、限定特定行政庁関係経費です。建築確認申請審査事務等の建築行政に係る事務の執行に要した費用で、全体の執行額は73万1,188円です。

主な内容について申し上げます。

212ページになります。第13節使用料及び賃借料の営繕積算システム複合単価データ使用料34万6,500円は、営繕工事の積算の際、埼玉県が提供する工事単価を利用するために要するデータの使用料です。

なお、特定財源として、建築確認申請手数料が本事業に充てられております。

2つ目、都市計画関係事務に係る経費についてです。

220ページをご覧ください。

第8款土木費、第3項都市計画費、第1目都市計画総務費のうち、都市計画総務一般経費です。都市計画関係事務の執行に要した費用で、全体の執行額は1,103万2,824円です。

主な内容について申し上げます。

第1節報酬の都市計画審議会委員報酬8万8,500円は、会議に出席した委員に対する報酬です。令和5年度は、都市計画審議会の会議を2回、立地適正化計画策定部会の会議を1回開催しました。

第7節報償費の羽生市立地適正化計画策定業務謝金10万5,000円は、当該計画

の策定に際し、有識者の監修を受けることに対する謝金となっております。

続いて、第１２節委託料の公開型地理情報システム保守管理委託料１６３万９，０００円は、令和４年度に導入しました、地図データをウェブ上で公開し、都市計画情報を対象の地番ごとに検索し閲覧できるシステムの保守等、機能改修に要した費用です。

次の羽生市立地適正化計画策定業務委託料８４９万２，０００円は、今後の人口減少・少子高齢社会に対応した集約型都市構造の形成、コンパクトシティを推進するための整備方針であります立地適正化計画を策定するため、その素案の作成を委託した費用です。本業務は、２か年の委託期間を要し、令和６年度においても継続中です。

次の都市計画生産緑地地区変更図書作成業務委託料１６万９，４００円は、生産緑地地区の指定解除に伴い、都市計画の変更を要するため、その手続に必要な図面の作成を委託した費用です。

その次の第１４節工事請負費の生産緑地標識撤去工事請負費２６万８，４００円は、指定後３０年を経過しました生産緑地の指定解除がなされた際に、現地に設置された標識を撤去するために要した費用です。

特定財源として、集約都市形成支援事業費補助金等が本事業に充てられております。

３つ目、開発行為許可等関係事務に係る経費についてです。

ページは、２２２ページです。

第８款土木費、第３項都市計画費、第１目都市計画総務費のうち、開発行為許可等関係経費です。都市計画法に基づく開発行為の許可等に要する事務の執行に要した費用で、全体の執行額は１４９万９９６円です。

主な内容について申し上げます。

第１２節委託料１３５万７，４００円は、開発許可管理システムの保守及び改良についての委託に要した費用です。

特定財源として、開発行為許可等申請手数料が本事業に充てられております。

４つ目、土地区画整理事業の支援に係る経費についてです。

ページは、２２４ページです。

第８款土木費、第３項都市計画費、第２目土地区画整理費の土地区画整理一般経費です。岩瀬土地区画整理事業に関する負担金及び交付金に要した費用で、全体の執行額は６億４，７１９万７，０００円です。

主な内容について申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金のうち、補助金6億4,719万円は、区画道路の整備に対し、国庫補助を受けて交付する補助金1億3,300万円、市の単独費からの補助金5億1,419万円を支出したものです。

なお、特定財源として、社会資本整備総合交付金が本事業に充てられています。

岩瀬土地区画整理事業の組合事業の内容や決算については、後ほど秋山まちづくり政策課参事よりご説明いたします。

土地区画整理費の次の第3目下水道費6億2,753万2,000円は、下水道事業会計への繰出金です。

228ページをご覧ください。

第5目水道費1億724万8,658円は、水道事業会計への繰出金です。

続いて、当課の事業5つ目、市営住宅管理事務に係る経費についてです。水道費のすぐ下となっております。

第8款土木費、第4項住宅費、第1目住宅管理費の住宅管理一般経費です。市営住宅の管理に要した費用で、全体の執行額は1,124万2,492円です。

主な内容について申し上げます。

第10節需用費のうち、修繕料781万8,690円は、入居者退去後の住戸の内部や、施設の共用部分の経年劣化への対応及び維持管理に係る修繕に要した費用です。修繕料の内訳は、決算付属資料の37ページ、市営住宅の営繕のとおりとなっております。修繕に当たっては、必要最小限の範囲で、かつ施設を適切に維持管理できるよう対応しております。

続きまして、第11節役務費のうち手数料44万9,120円は、市営住宅の受水槽、浄化槽の法定検査の手数料、また、各団地の管理人手数料を支出したものです。

第12節委託料129万6,990円は、各団地の受水槽清掃業務、消防用設備点検業務及び敷地内の雑草刈り払い等の委託料を支出したものです。

第14節工事請負費117万7,000円は、利根ヒルズこすか団地の共用階段にハトの侵入防止のためのネットを設置する工事を実施したものです。

なお、特定財源として、市営住宅の家賃が本事業に充てられています。

6つ目の住宅耐震改修促進事業に係る経費です。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災費の住宅耐震改修促進事業にて予算計上し

ました木造住宅の耐震診断、耐震改修の補助金ですが、令和５年度は執行がありませんでした。執行があったならば、決算書の２４４ページ、防災一般経費（建設課）の上に記載されることとなっております。

この事業には、特定財源といたしまして、消防費国庫補助金にて、社会資本整備総合交付金を充てることを見込んでおりましたが、予算の執行がないため、収入もゼロ円となります。

以上で、まちづくり政策課所管分の説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくお願いたします。

○西山文由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 ２２８ページの右側の１４節工事請負費の市営住宅利根ヒルズこすか団地階段室防鳥ネット設置工事請負費１１７万７，０００円なんですけれども、これは、こういったところに委託したのかとか、見積り合わせとかでやったりだとか、金額も高い気がするんですけれども、どれぐらいの規模で、ネット代が高いとか作業費が高いとか、どういうものが高いのか、その辺をお伺いします。

○西山文由委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 こちらの工事は、利根ヒルズこすか団地の共用階段というのが全部で４か所ありまして、それぞれ共用階段の両脇に住戸が並んでいるというのもなんですけれども、その４階・５階部分の共用階段の南北が開いています。そういったところからハトが入ってきて、廊下中ふんをしてしまったり、入居者と鉢合わせして大変怖い目に遭った、そんなようなことから行なったものなんですけれども、箇所数が全部で、共用階段４か所で、設置面の合計１２面張っております。ですので、高いところの作業というところで、危険も伴うので、安全を確保しながら作業したということで、ある程度作業費もウェイトを占めております。ちょっと見積りの内訳を持ち合わせていないので、詳しい内訳のところは定かじゃないんですけれども、材料費と施工費、半々ぐらいだったんじゃないかなと思います。

こちらについては、見積り合わせによりまして業者を決定しております。

ちなみに、請け負った業者は、市内の株式会社渡辺工務店でございます。このような状況です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

川田委員。

○川田真也委員 同じ市営住宅のところで教えてほしいんですけども、先ほど家賃収入も充てているということだったんですが、年間家賃収入が全体で、市営住宅どれくらいあって、どれくらい充てられているのかなというのを教えてください。

○西山丈由委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 家賃につきましては、年間の収入については2,039万4,700円で、合わせて、駐車場を使っている入居者については駐車場使用料も頂いていますので、それが148万2,000円ということで、こちらを住宅管理一般経費に充てておるところですけれども、執行額が全体で1,124万円になっておりますので、住宅の維持管理に使っている経費をはるかに超えた家賃収入というようになっております。

以上です。

○川田真也委員 ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 市営住宅、市内に幾つかありますけれども、入居希望というのは割とコンスタントにあるものなんですか。それとも、以前はあったけれども昨今少なくなっているとか、コロナのときは多かったけれども今は少なくなっているとか、そういう傾向があったら教えてください。

○西山丈由委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 市営住宅の入居希望につきましては、毎年4月に定期募集といって、今空いている住居数はこれだけあります、それについて募集を行うわけなんですけれども、毎年、年度初めの入居募集については応募がないような状況です。

その後、そのまま空き家にしてもおけませんので、随時募集と申しまして、いわゆる早い者勝ちで、資格審査に適合する方であれば入居できますということで、待っている状況なんですけれども、昨年度においては、こすか団地に2件の入居がありました。令和4年度は、こすか団地に5件の入居がありました。令和3年度は、こすかに2件、南羽生に3件というような状況だったんですけども、傾向としては、こすか団地は退去があれば、そのうち入居する方が現れて満室に近い状態になる。ただ、南羽生団地は、

古いということもあって、退去した後、入居者がなかなか申込みがないというような状況が続いております。

ですので、24戸中、今は5戸とか6戸とか空いてしまっている状態ですね。宮田団地は、立地がいいこともあるのかもしれませんが、満室の状態で推移しています。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 それに関連してなんですけれども、南羽生とこすかと宮田というのがあって、以前、ご相談させていただいたことがあったけれども、南羽生のほうに入居を希望している人がいるんだけれどもという話で、資格審査というのは、税金をちゃんと払っているか、滞納がないかという審査で間違いないですよ。

○西山丈由委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 もちろん、市税の滞納がないことが条件には入っていますけれども、住宅に困窮されている方を受け入れるということですので、その方の収入の条件ですとか、あとは扶養している家族の人数ですとか、入居者に障がいがある方とかは多少収入からの控除額が増えるとか、そういったようないろいろな条件があります。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 そのとき、南羽生の団地に限っては、浴室がないので、入居するときには浴室を自分で設置して、退去するときには浴室を自分で片づけなきゃいけないというお話を、ボイラー施設でしたっけ、そんなお話を伺って、なかなか、その回答を持って相談してくれた方のところに行ったら、初期のボイラーを取り付けるお金がなかなか出ないということで、ちょっと諦めちゃった経緯があるんですけれども、それは、南羽生もこすかも宮田も同じ条件になるんですか。

○西山丈由委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 浴室というスペースは用意されているけれども、浴槽と風呂釜を自分で用意しなくてはいけないという住宅は、南羽生と宮田団地です。こすか団地は、比較的新しい、平成になってから建てていますので、ユニットバスがついていて、給湯器が備え付けてあります。そういった違いがあります。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

中島委員。

○中島直樹委員 なかなかその辺、いろんな条件がある中で、市営住宅に入ろうとしている人、希望する人というのは割と、所得に対しては、ちょっと低い傾向があるのかなと

いう認識でいるんですけれども、そういうところを踏まえた上でも、やっぱり今、南羽生、宮田団地、特に南羽生なんかは本当に古いですけれども、なかなかその辺を改善するというのは、まあいいや、つけちゃえというわけには、やっぱりいかないですかね。

○西山丈由委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 委員おっしゃるとおり、やはり初期投資というのが大きくなってしまいますので、それで、やっぱりいいかなという方も、窓口に来る方にはいます。

風呂釜等を市のほうでつけるというのも、予算の関係ですとか、あとは入替えですね、設備をつければ耐用年数が来たときに入れ替える、そういったことが発生してきますので、他市の状況とかを鑑みても、なかなかそちらには踏み切れていない状況です。

○中島直樹委員 了解しました。

○西山丈由委員長 ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前 11 時 33 分 休 憩

午前 11 時 57 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 59 号 企業誘致推進課所管部分ついて、企業誘致推進課長に説明を求めます。
説明を簡潔に願います。

企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 企業誘致推進課長の落合でございます。どうぞよろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、議案第 59 号 令和 5 年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、企業誘致所管案件についてご説明いたします。

ページにつきましては、223、224 ページになります。

第8款土木費、第3項都市計画費、第1目都市計画総合費のうち、備考欄、上段◎企業誘致推進事業30万2,707円についてご説明いたします。

第8節旅費、普通旅費16万6,569円は、会議への出席、企業への訪問、進出予定企業との打合せなどの旅費でございます。主な内容は、県主催の説明会や会議への出席、進出企業、進出に興味を持っていた企業へ訪問し、打合せを行なったものでございます。

次に、第10節需用費、消耗品費6万3,826円は、コピー使用料などで、また、燃料費4万1,596円は、公用車の燃料代、修繕料4,114円は、公用車の法定点検の整備費用でございます。

次に、第11節役務費、通信運搬費1万5,602円の主なものは、企業に向けての企業アンケートなどの郵便料でございます。これは、企業ニーズを把握するために実施したものでございまして、約180社の市内企業、近隣市企業に企業誘致に関するアンケートを実施し、その結果の中から、興味を示している企業へ直接訪問などを行い、最新の企業ニーズを把握し、市内への企業立地につなげているものでございます。

最後、手数料ですが、法定点検手数料1万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

中島委員。

○中島直樹委員 令和5年度の実績を、何社来たとかという、ちょっと具体的なことが分かったら教えてください。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 企業立地の状況でございます。

まず、手続が完了した企業と建物が完成した企業というところで、2つ分けておりますので、2つ説明させていただきます。

令和5年度、建物が完成した件数でございますが、合計9件ございます。その内訳として、新築、更地の状態で立地された企業さんが2社、既存でありまして増築した企業さんが7社ございます。

次に、手続、令和5年度に、例えば開発許可というものを取得した企業、手続が完了した企業については5件ございます。そのうち、更地の状態で新設するものが1社、残

り4社につきましては、既存にあるものの拡張となっております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 建物が完成した9件について、2社、7社ということですが、差し支えなかったら、ちょっと社名を聞きたいんですけれども。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 まず、新規、更地の状態で新規に建てられた2社につきましては、まず1社が、上新郷地内で熊谷通運になります。もう1社は、下新郷の125号バイパス、セブンイレブンの東に、ブロードエッジ・アドバイザーズの倉庫、物流です。両方とも物流になります。これが2社になります。

ほかの7社につきましては、藤井下組にございますニッコーシさん、それから、北袋にあります株式会社ピース、それから、下手子林、小暮ゴムさん、中手子林、根岸自動車さん、上手子林、新生興産さん、下岩瀬、羽生総合病院、最後が、川崎のイオンモール羽生になります。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかにございますか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 今、実績だったんですが、開発手続の5件というのは、差し支えなければ教えてください。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 まず、新設でございますが、北袋地内、川口土木建築工業。それから、藤井上組、松田木型製作所、今泉、伸興化成、下岩瀬、富士高フーズ、川崎産業団地、カナオカグラビアの5社になります。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 実績と手続、この間に進行中というのは、そういう捉え方で、アイエヌジーの企業というのがたしかあるかと思います。その辺も教えてもらえますか。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 企業名はなかなか言えないんですけれども、令和5年度で取り組んだものとしますと、例えば、創味食品さんですとか丸和油脂さんの新工場に向

けた支援、そのほか、企業さんからご相談いただいて、当然、アイエヌジー系は何社もあるんですけれども、こちらから働きかけたりしますし、向こうから、ちょっと忘れた頃にぽんと来るところもありますので、なかなかちょっと、はっきりは申し上げにくいんですけれども、先ほど、企業アンケートに基づいた企業訪問ですとか、そういったところも年間四、五十件は行なっておりますので、そういったところでアイエヌジー系が、企業さん名をお話しできるような状態になったときには、お伝えしたいと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 よろしいですか、ほかには。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後 零時 0 6 分 休 憩

午後 零時 0 8 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

昨日の児童保育課長の説明に訂正があるということで、児童保育課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

昨日、参考資料 1、令和 5 年度決算付属資料の訂正をさせていただきましたが、もう一か所訂正がございまして、決算付属資料の 7 8 ページ、地域子育て支援拠点施設利用状況の箇所になります。施設名、3 か所目になります、なかよしひろば（きむら認定こども園）につきましても、利用件数のほうで訂正がございまして、1, 0 6 2 組で伝えてありましたところ、6 8 4 組が正解ということになります。度々の訂正になりまして、大変申し訳ございませんでした。

また、集計の計のところ、2 か所訂正がございましたので、6, 5 5 1 組が正しいものとなります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

暫時休憩します。

午後 零時 09 分 休 憩

午後 零時 10 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第 59 号 令和 5 年度羽生市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

相次ぐ物価高騰の下で、住民の暮らしが大変なときに、国民健康保険特別会計への支援が少ない点です。国民健康保険は、低所得者が多く加入し、ほかの企業保険に比べ、国民健康保険税は高いという構造的な問題があります。こうした国民健康保険特別会計への支援をもっと増やすべきです。

以上、反対といたします。

○西山丈由委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論も尽きたようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 59 号 令和 5 年度羽生市一般会計歳入歳出決算は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数であります。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

午後 零時 11 分 散 会